

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十六日

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

秋田県教育委員会規則第二号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第八条 条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>（短時間勤務職員その他の職員に係る通勤手当の減額）</p> <p>第八条の三 条例第十六条第二項第二号に規定する規則で定める職員は、一箇月当たりの平均通勤所要回数が十回に満たない職員とする。</p> <p>2 条例第十六条第二項第二号に規定する規則で定める割合は、百分の五十とする。</p>	<p>第八条 条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等） にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>（短時間勤務職員その他の職員に係る通勤手当の減額）</p> <p>第八条の三 条例第十六条第二項第二号に規定する規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。</p>

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。